

5月8日以降の PCR検査等 自家診療について

今般、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが令和5年5月8日から5類に変更され、都道府県等が実施する検査以外の行政検査は終了になります。

従って、当組合で自家診療を認め保険給付を行っていた発熱外来認定医療機関の行政検査が終了となるため、**PCR検査又は抗原検査は、自家診療の保険給付を行う扱いには該当しなくなります。**

令和5年5月8日以降の診療分から自家診療の保険請求はできなくなりますのでご了承下さい。

なお、令和5年5月7日までの診療分については、行政検査のPCR検査又は抗原検査は、従来どおり自家診療の保険請求を認めます。

【自家診療を認める場合：発熱外来認定医療機関の行政検査に限る】

委託契約された医療機関で行政検査(公費負担の対象)を実施した方

※自家診療が認められる費用

PCR検査又は抗原検査費用と検査判断料の合計

(当該検査費用の自己負担分(3割)が公費負担、保険者負担(7割))

※基本診療料、医学管理等、在宅医療、冬期療養担当手当は支給対象外

※行政検査のため公費扱いとなり、自己負担はなし

※令和2年1月1日から令和5年5月7日までに実施した検査を対象

○自家診療の診療報酬の請求は、検査費用のみを記載した診療報酬明細書を北海道国保団体連合会に提出して下さい。

その他の項目が記載された場合、レセプト返戻いたします。

ご不明な点は、北海道医師国保組合にお問い合わせ下さい。

北海道医師国民健康保険組合

電話：011-271-7471 email：kokuho@hokkaido.med.or.jp

http：[//www.hokkaido.med.or.jp/kokuho/](http://www.hokkaido.med.or.jp/kokuho/)